

# イオン旅ギフト

イオンコンパス(株)発行うれしーど約款

千葉県千葉市美浜区中瀬 2 - 6 - 1 W B G マリブイースト 5 階

# イオン旅ギフト ご利用約款

## 第1条 目的

本約款はイオンコンパス株式会社(以下「当社」といいます)が発行し、イオンリテール株式会社(以下「カード販売者」といいます)が販売する以下に定義する「イオン旅ギフト」に関して規定するものです。利用者が「イオン旅ギフト」を使用する場合には本約款が適用されます。

## 第2条 定義

本約款において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

### ・イオン旅ギフト

当社発行のカードで、あらかじめ入金された金額をもって、当社指定の受付窓口において商品等の購入または提供を受けることができる機能のもの(以下「カード」といいます)

### ・カード番号

カードに記載される番号であって、当該カードによる取引を特定するために割り当てられる16桁の数字

### ・利用者

カードを正当に保有する方であって、当社の定める方法でカードを使用する方

### ・商品等

利用者が購入または提供を受ける物品、サービスおよび権利等

### ・カード処理端末

商品等の購入または提供の代金の支払いについて利用者がカードを使用するために必要となる機器であって、コールセンターまたはその指定する場所に設置される端末機器

## 第3条 利用可能な取扱窓口

カードは、イオンコンパスコールセンターにおいてご利用いただけるものとします。

#### 第4条 カードの購入

- 1.カードの購入は、カード販売店にて、現金またはカード販売店指定の方法で行うものとします。
- 2.カードの蓄積額は31,500円です。
- 3.カードの購入は、カード販売店所定の時間内に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、カードが購入できないことがあります。

#### 第5条 カードの取扱い

- 1.利用者は、違法、不正または公序良俗に反する目的でカードを使用することはできません。
- 2.利用者は、カードの破壊、分解または解析等を行ってはならないものとし、理由のいかんにかかわらずカードの複製を試みたり、そのような行為に加担および協力してはなりません。

#### 第6条 カードの使用

- 1.利用者は、カード取扱窓口で商品購入を行う際にカードのご利用可能残高の範囲内で代金の支払いに利用することができます。ただし、一部の商品等については、その代金の支払いには使用できない場合があります。なお、当社は、購入または提供の代金についてカードを使用することのできない商品等を個別に追加、変更することができます。
- 2.利用者が前項によりカードを使用する場合には、カード取扱窓口所定の方法により、カードのご利用可能残高から商品等の代金に相当する金額を差し引きます。
- 3.利用者から提示されたカードのご利用可能残高が商品等の代金に満たない場合は、不足額を現金またはカード取扱窓口の指定する方法により支払うものとします。
- 4.支払の際に使用できるカード枚数は、お1人様1枚までとします。
- 5.利用者がカードを複数枚お持ちの場合、各カードのご利用可能残高を1枚のカードに統合することはできません。
- 6.利用者は、カードによりカード取扱窓口から購入または提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者とはカード取扱窓口との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者とはカード取扱窓口との間で解決するものとします。
- 7.利用者は、システムの不具合等によりカードを使用できない場合があります。

あらかじめ承諾します。

8. 購入できる商品は当社ウェブページよりご確認ください。

①海外旅行商品

②航空機利用国内旅行商品

③宿泊単品国内旅行商品

※①～③は下記ウェブページに記載の大手旅行会社パッケージツアー（募集型企画旅行）

<https://www.aeon-tabi.com/package/>

④宿泊ペアギフト(下記ウェブページに記載されている当社企画実施の募集型企画旅行)

<https://www.aeon-tabi.com/archive/gift/2022/sale/>

#### 第7条 カードの残高照会・利用履歴照会

1.カードの残高は、カード取扱窓口やカード発行者のホームページで確認することができます。

2.カード発行者のホームページにて残高を確認される場合は、カード裏面に記載された16桁のカード番号と、4桁のPIN番号(スクラッチ加工されている場合は、コインなどでスクラッチ加工部分を軽くこすっていただくと4桁の番号が現れます)が必要です。

3.カードの利用履歴は、カード発行者のホームページで確認することができます。ただし、システムの都合上、ホームページ上で表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社が定めるところによります。

4.有効期限を過ぎたカードの残高は確認できないものとします。

#### 第8条 カード使用後の取扱い

利用者は、カードの使用後、利用者とカード取扱窓口との間におけるカード使用の原因となる商品等の購入または提供に係る取引の無効が判明し、または当該取引の取消し、解除が行われた場合であっても、当該カードの使用により差し引かれた残高を当該カードの残高に戻すことができないことをあらかじめ承諾するものとします。この場合、利用者と当該カード取扱店との間の精算は、プレミア相当分を差し引き現金により行われるものとします。(1円未満は切り上げて計算)

## 第9条 カードの使用中止等

1. 当社ならびにカード販売者が次のいずれかに該当すると認定した場合には、利用者に予告することなくカードの使用を全面的または部分的に中止することがあります。

- ① カード(利用者の保有か否かを問わない)が偽造、変造もしくは不正作出されたとき、またはその疑いのあるとき
- ② カード(利用者の保有か否かを問わない)が不正使用されたとき、またはその疑いのあるとき
- ③ 破損、電磁的影響その他の事由によりカードが破壊され、もしくはカードの磁気情報、バーコードが消失したとき、またはカードに関するシステムの障害その他の事由によりカード処理端末等が使用不能となったとき
- ④ カードに関するシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間または保守管理その他の事由により、カードに関するシステムの全部または一部を休止するとき
- ⑤ 利用者によるカードの使用が本約款に違反し、または違反するおそれのあるとき
- ⑥ その他やむを得ない事由が生じたとき

2. 前項のカードの全部または一部の使用中止により、利用者に不利益または損害が生じた場合でも、当社、カード販売者ならびにカード取扱店は責任を負わないものとします。

3. 利用者は、カードが偽造、変造または不正作出されたものであることを知ったときは、カードを使用できません。この場合、利用者はカード販売者に対して当社ならびにカード販売者所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造または不正作出されたカードを提出するものとします。

## 第10条 カードの紛失、盗難等

カードの紛失、盗難その他の事由(偽造、変造、不正作出等)により未使用の残高が紛失し、または第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社、カード販売者ならびにカード取扱窓口は、責任を負わないものとします。

## 第11条 カードの再発行

1. カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合であっても、返金または再発行はいたしません。
2. カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因が故意に基づかないことが

明らかで、カードの磁気情報、バーコードまたはカード裏面に記載されているカード番号およびPIN番号が判読可能な場合に限り、当社またはカード販売者の判断により、残高を移行させた新しいカードを発行することができるものとします。その際、カード販売者は新しいカードと交換で旧カードの引渡しを求めることができるものとします。なお、新しいカードの発行にあたっては、カードの図柄および属性はカード販売者が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。返金対応はいたしません。

#### 第12条 換金の原則禁止

カードの残高の換金はできません。ただし、当社が社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合によりカードの取扱いを全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的にカードを保有する方は当社に対してカード残高の返金を求めることができるものとし、当社は所定の方法により残高を確認したうえで、残高を返金するものとします。その際、返金後のカードは混乱を避けるため、当社に引き渡すものとします。

#### 第13条 個人情報等の収集および利用

- 1.当社は、本約款に基づく取引において、旅行受付の際に利用者の個人情報の収集を行います。
- 2.利用者がカード販売者に対し個人情報またはカード番号等のカードに関連する情報を提供する場合、利用者がカード販売者との取り決めにおいて行うものとします。

#### 第14条 カードの有効期限

カードの有効期限は、カードの発行日から2年のご利用が基準となります。有効期限後は残高の有無にかかわらずそのカードは無効となり、残高の返金はしないものとします。カードの有効期限を過ぎた場合、当社は本カードを無効とすることができます。(ご利用とは:商品購入時のご入金を意味します)

#### 第15条 利用資格の取り消し

当社ならびにカード販売者は、利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該利用者のカードの利用資格を取り消すことができます。

この場合、当社は、事前の通知催告を要せず当該利用者に対しカードの使用を中

止することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

①本約款に違反した場合

②カードの使用に関し、自らまたは第三者を利用して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社ならびにカード販売者の信用を毀損し、または当社ならびにカード販売者の業務を妨害した場合

③カードが犯罪に使用されている、または使用された疑いがあると当社ならびにカード販売者が判断した場合

④その他利用者のカードの使用状況等から、カードの利用者として不適格と当社ならびにカード販売者が判断した場合

#### 第16条 カードの取扱い終了等

1.当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、または当社の都合等その他の事由により、カードの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当社は、利用者に対してホームページへの掲載、その他当社所定の方法で事前に告知するものとします。

2.利用者は、前項の告知を受けたときは速やかに、未使用の残高について第12条但し書きによる返金の手続を行うものとします。

なお、当社は当社所定の返金期間を設けるとともに、その期間経過後は、返金対応はいたしません。

#### 第17条 制限責任

カードを使用することができないことにより利用者に生じた不利益または損害については、当社、カード販売者ならびにカード取扱窓口はその責任を負わないものとします。

#### 第18条 約款の変更

1.当社は、当社の判断において予告無く本約款を変更することができるものとします。

2.本約款を変更する場合、当社は当社ホームページにおいて変更後の約款を当社所定の期間掲示するものとし、所定の期間が終了した日の翌日以降の取引においては、変更後の約款が適用されるものとします。

#### 第19条 合意管轄裁判所

利用者は、本約款に基づく取引に関して万一当社またはカード販売者との間に紛争が生じた場合、相手方の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

附則

本約款は、平成 24 年 8 月 21 日から適用します。

改訂:令和 4 年 7 月 1 日